

平成 30 年 2 月定例会 追加提出議案（予算関連外）の概要（健康福祉局）

1 条例案

件 名	概 要				
<p>名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の制定について</p>	<p>1 概要 住宅宿泊事業法の制定に伴い、住宅宿泊事業の実施の制限に関して必要な事項を定めるもの。</p> <p>2 内容</p> <table border="1" data-bbox="566 573 1382 797"> <tr> <td data-bbox="566 573 786 647">制限する区域</td> <td data-bbox="786 573 1382 647">住居専用地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 647 786 797">制限する期間</td> <td data-bbox="786 647 1382 797">月曜日の正午から金曜日の正午まで (休日の前日の正午からその休日の翌日の正午までを除く。)</td> </tr> </table> <p>3 施行期日 平成30年 6月15日</p>	制限する区域	住居専用地域	制限する期間	月曜日の正午から金曜日の正午まで (休日の前日の正午からその休日の翌日の正午までを除く。)
制限する区域	住居専用地域				
制限する期間	月曜日の正午から金曜日の正午まで (休日の前日の正午からその休日の翌日の正午までを除く。)				
<p>名古屋市旅館業法施行条例の一部改正について</p>	<p>1 改正の概要 旅館業法の一部改正等に伴い、規定を整備するもの。</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル営業と旅館営業の施設の構造設備の基準を統合</li> <li>・施設の構造設備の基準及び衛生措置の基準を緩和</li> </ul> <p>3 施行期日 平成30年 6月15日</p>				

# 名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の制定について

健康福祉局健康部環境薬務課

## 1 制定の趣旨

訪日外国人旅行者が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応して普及が進む民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた住宅宿泊事業法（以下「法」という。）が平成29年 6月16日に公布され、平成30年 6月15日に施行されることとなった。

法の施行にあたり、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るため、法第18条に基づき、住宅宿泊事業を実施する区域及び期間を制限する条例（名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例）を制定するもの。

## 2 条例の内容

### (1) 制限する区域

住居専用地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域）

※ 住宅宿泊事業を実施しようとする住宅の敷地の過半が住居専用地域に含まれる場合には、住居専用地域とみなす。

### (2) 制限する期間

月曜日の正午から金曜日の正午までの期間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日の前日の正午からその休日の翌日の正午までの期間を除く。）

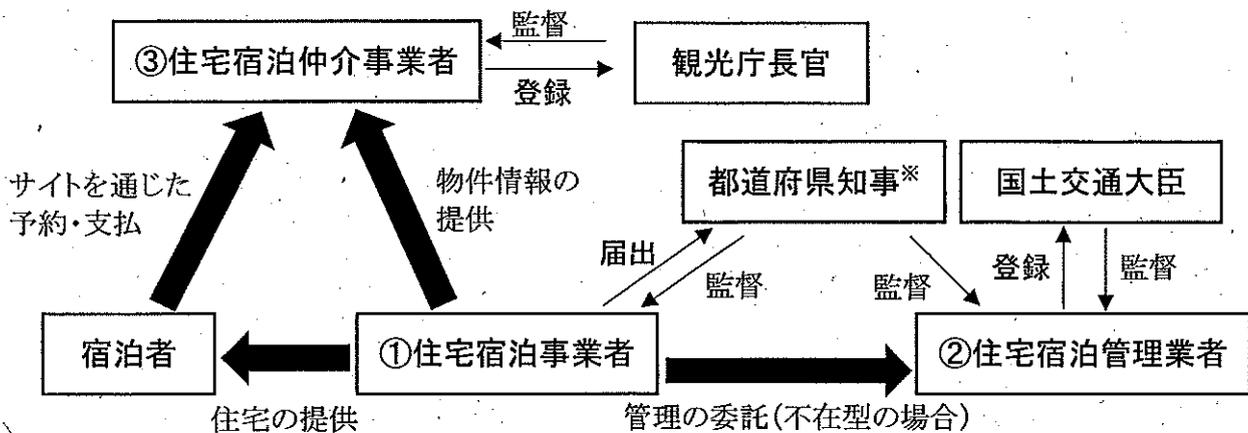
## 3 施行期日

平成30年 6月15日（平成30年 3月15日 届出受付開始）

# 住宅宿泊事業法について

## 1 法の概要

訪日外国人旅行者が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応して普及が進む民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた住宅宿泊事業法が平成 29 年 6 月 16 日に公布され、平成 30 年 6 月 15 日に施行されることとなった。



- ①住宅宿泊事業：宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業を行うもの  
(年間の宿泊日数の上限は 180 日)
- ②住宅宿泊管理業：家主不在型の住宅宿泊事業者から委託を受けて、住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置を行うもの
- ③住宅宿泊仲介業：住宅宿泊事業者と宿泊者との間の宿泊契約の締結の仲介を行うもの

※愛知県に代わり、本市が住宅宿泊事業の届出の受付・監督を行う。

## 2 本市条例による実施する区域・期間の制限 (案)

### ○条例の概要

住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。

# 名古屋市旅館業法施行条例の一部改正について

健康福祉局健康部環境薬務課

## 1 改正の趣旨

平成29年12月15日に旅館業法の一部を改正する法律が公布され、ホテル営業と旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業に統合することが示された。

併せて、平成30年1月31日に政省令の改正が公布され、国の技術的な助言である「旅館業における衛生等管理要領」（以下「衛生等管理要領」という。）が順次改正されるなど、旅館業規制の見直しが行われた。

これに伴い、名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正するもの。

## 2 改正の内容

### (1) ホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準の統合

ホテル営業と旅館営業の施設の構造設備の基準を統合し、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準に改める。

### (2) 政省令及び衛生等管理要領の改正に伴う規制の緩和

国が旅館業規制の見直しに関する意見（平成28年12月6日規制改革推進会議決定）への対応として政省令及び衛生等管理要領を改正したことを受けて、改正後の政省令及び衛生等管理要領に適合するよう条例の規制を緩和する。

ただし、善良な風俗の保持を目的とする規制については緩和しない。

### (3) その他文言整理

## 3 施行期日

平成30年6月15日から施行する。

（法及び政省令改正の施行期日と同日）